

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調査係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 23 年 12 月 13 日 (火)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 4 時 16 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、新谷副委員長、 安齋・松田・山口・山田 各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、山口委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市屋外広告物条例案の策定状況について」

○(建設)まちづくり推進課長

小樽市屋外広告物条例案の策定状況について報告いたします。

小樽市屋外広告物条例策定に向けた取組については、昨年の第 4 回定例会の建設常任委員会でも報告しましたが、このたび条例（原案）を策定したことから、12 月 1 日から来年の 1 月 5 日までの約 1 か月間、ホームページ、市役所情報公開窓口、各サービスセンターなどで公表し、パブリックコメントを募集しております。

条例の背景としましては、平成 16 年の景観法の制定に伴い、景観行政団体である小樽市も屋外広告物条例を制定、施行することが可能となりました。このことから、小樽市が条例を施行した場合は、現在、北海道で行っている屋外広告物の許可業務が小樽市へ権限移譲されることとなります。それに伴い、現在の北海道の許可と小樽市の届出の二つの手続が一元化されることとなります。

条例（原案）の概要についてですが、具体的な内容といたしましては、区域区分では市内を禁止地域と許可地域に分け、後者をさらに小樽歴史景観区域と同区域を除く市域全域としております。許可基準では、全体的に北海道の現在の基準と比べて、より小樽市の景観に配慮したものとなっております。特色といたしましては、景観上特に重要な堺町本通などの通りに対する基準を定めること、また色彩基準については、具体的な数値基準を定めることなどであります。

今後のスケジュールといたしましては、パブリックコメントでいただいた意見を参考として、来年の第 1 回定例会に条例案を提出し、周知期間を経て、来年 7 月から施行する予定としております。

○委員長

「小樽市住宅リフォーム助成制度の概要について」

○(建設)建築住宅課長

小樽市住宅リフォーム助成制度の概要について報告いたします。

本年第 3 回定例会において、小樽市住宅リフォーム助成条例案が可決されたことを受けまして、この間、制度の詳細について検討を行ってまいりました。このたび、制度の概要がまとまりましたので、報告いたします。

初めに、補助対象となる工事の規模及び補助金の額についてであります。工事の規模はリフォームに要する費用が 50 万円以上となる工事を対象とすることとし、補助金の額は対象工事費の 10 パーセントとし、上限額を 20 万円に設定しております。ただし、リフォーム工事のうち、断熱改修や省エネ設備機器の設置などのエコリフォームに要する費用が 30 万円以上になる場合には、上限額を 30 万円に設定しております。

次に、補助対象者についてであります。リフォームを行う住宅を所有していて、現にその住宅に居住しているなどの条例で定める条件のほかに、所得制限を設定したいと考えております。

次に、施工業者についてであります。条例で定めている市内建設業者は、原則として法人にあっては市内に本店を有するもの、個人にあっては市に住所を有するものとしたいと考えており、かつ市税に滞納がないことを確認した上で、市に登録してもらうことを考えております。

また、下請業者についても、できるだけ市内の業者を選定してもらうようお願いしたいと考えております。

現時点での制度の概要については、以上のような内容となっております。

今後は、申請などの具体的な手続の方法などについて検討し、できるだけ早く施行規則を作成したいと考えております。

○委員長

「民間建築物に対するアスベスト分析調査費用の補助制度の創設について」

○（建設）建築指導課長

民間建築物に対するアスベスト分析調査費用の補助制度の創設について報告いたします。

平成 17 年に全国各地でアスベストによる健康被害について社会問題となり、これを受け、国では各市町村に対し、吹きつけアスベストの使用状況の調査を行ってきました。その後、国でアスベスト対策を促進するため、分析調査や除去工事などのアスベスト改修事業について補助制度を創設しました。

本市においても、国からの調査依頼に基づき、アスベストの使用実態について、北海道と共同で調査を行ってきました。その結果、アスベストの使用が確認されていない建築物も多くあったことから、吹きつけ建材にアスベストが含まれているかどうかを分析する費用に対する補助制度を平成 24 年度から創設していきたいと考えております。

なお、この制度に要する費用については、国から交付金で全額が措置されることになっております。

事業の概要ですが、対象建築物は露出、非露出を問わず、アスベストを含有する吹きつけ建材が施工されているおそれのある民間の建築物、対象者は対象となる建築物の所有者、補助率は 100 パーセントで 1 棟当たり 25 万円が限度です。

また、今後のスケジュールですが、今年度中に制度要綱を策定し、ホームページや広報おたるへ掲載するなど制度の周知を図った後、平成 24 年度の早いうちに施行してまいりたいと考えております。

○委員長

「奥沢ダム水路設置工事について」

○（水道）整備推進課長

奥沢ダム水路設置工事について報告いたします。

配付資料を御参照ください。

現在、融雪期の出水に備え、奥沢ダムに直接流入している二股沢川の水を勝納川に導くため、ダムの堤体を V 字状に掘削して水路を設置する工事を行っています。

工期は 11 月 9 日から来年 3 月 26 日であり、施工業者は阿部・小田・協誠共同企業体です。請負価格は 1 億 6,380 万円です。工事概要は、水路延長が 172.5 メートルであります。

内容につきましては、添付図面で説明いたします。

配付資料の 2 枚目、図 1 の全体平面図を御参照ください。

図の右上が勝納川で、下流方向となります。水色で着色している箇所が、水路を設置する箇所です。

設計に当たっての基本的な考え方についてですが、本工事は仮設の水路として建設するものであり、来年の融雪出水が始まるまでに工事が完了する工法とする必要があることから、堤体部は開削水路といたしました。対象流量の設定については、30 年確率流量である毎秒 45 立方メートルとしました。貯水池内は、工期的なことを考えて水路の築造は行わないこととし、堤体掘削土砂の仮置場といたしました。工事は、工期短縮のため、勝納川に鋼製の仮橋をかけて、ダムの上流と下流部を同時に施工するとともに、1 日の稼働時間は 12 時間で設計しております。

次に、配付資料の 3 枚目、水路工平面図を御参照ください。

水色で着色している箇所が、水路を設置する箇所です。赤色の線が、貯水池側の水路の始まりからの距離を表示したラインであり、後ほど説明いたします断面図の位置を表しております。

平面レイアウトといたしましては、貯水池内の二股沢川の本設ルートが未定であります、土木遺産として水道

施設を保存するとの立場から、取水塔、導水トンネルと階段式溢流路等に影響を与えないよう、開削水路の位置を決定いたしました。勝納川との合流点については、勝納川の落差工や下流側の民地及び既存水路に影響しない範囲に接続させ、勝納川の流況に影響を与えないよう、45度の角度ですりつけております。水路の総延長が172.5メートルであります。下流側から勝納川との接続水路の延長が39メートル、流下する水の勢いを減らす減勢工の延長が13.5メートル、ダム堤体を開削する水路の延長が120メートルとなっております。

次に、配付資料の4枚目、図3の縦断図を御参照ください。

堤体上流端の敷高は貯水池内の堆砂が流出しないように、標高113メートルに設定いたしました。減勢工と接続水路の敷高は勝納川河床の標高程度の標高101メートルとしたことから、開削水路の勾配が10分の1となっております。開削水路を流下する水は高さ50センチメートルの副ダムにより流速を減らす減勢工を通して勝納川へ流します。

次に、配付資料の5枚目、図4の断面図を御参照ください。

図2の平面図で赤色で表示しておりました水路の始まりからの距離の位置で、測点55.4メートルと測点128.0メートルの地点、2か所の断面図を記載しております。測点55.4メートルは、ダム堤体の最上部付近の断面図であります。ダムの堤体が234.5メートルありますが、ダム堤体の最上部での掘削幅が116メートルであり、堤体の約半分を掘削することになります。開削水路は水路内の流速を極力小さくするため、コンクリート製の根固めブロックを敷き並べて設置し、下幅が5.1メートル、上幅が17.7メートル、深さが2.6メートルであります。また、本工事において、導水トンネル上部のバイピングが発生したと想定される土砂もあわせて取り除くことから、左岸側の掘削幅が広がっております。

下の図が測点128.00メートルの地点、減勢工を設ける付近における断面図です。コンクリートを現場打ちし、幅が12メートル、深さ2.6メートルの水路を設置いたします。堤体を掘削する土量は6万4,800立方メートル、接続水路及び減勢工の掘削土量は8,200立方メートルとなり、合計の掘削土量は7万3,000立方メートルであります。掘削した土砂は、貯水池上流部と奥沢ダムの前面にあります水道局用地の2か所に分けて仮置きいたします。

この水路が完成しますと、奥沢ダムに直接流入する二股沢川の水を勝納川へ導くことができますので、融雪水や降雨に対する安全性が確保されます。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第9号について」

○（建設）小林主幹

議案第9号、小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

市営最上B住宅は昭和38年度、39年度に建設された平屋住宅であります。平成18年3月に策定した小樽市公共賃貸住宅ストック総合活用計画において、用途廃止と位置づけております。当初の管理戸数は14棟64戸でありましたが、これまでに9棟40戸を解体除却し、残る5棟24戸につきまして、本年9月末ですべての入居者が住み替えし、その後、解体が完了したことから、条例別表の管理戸数を改正するものであります。

施行期日につきましては、公布の日から施行を予定しております。

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○新谷委員

◎小樽市屋外広告物条例（原案）について

それでは、今、報告された順番にお聞きしたいと思います。

小樽市屋外広告物条例案の策定状況ということで報告を受けました。今回、水天宮周辺地域をこの広告物の禁止区域にしたということですが、その理由についてお知らせください。

○（建設）まちづくり推進課長

水天宮を禁止地域にした理由は、二つほどございます。1点目は、今回の条例（原案）では、第1種低層住居専用地域については、禁止地域としており、この水天宮の現況は低層で、この第1種低層住居専用地域に近いというのがございます。また、もう一点としましては、水天宮が眺望地点ということもございまして、そういった看板についてはなるべく御遠慮願いたいということです。こういった二つの理由から、第1種低層住居専用地域と同等の禁止地域にしたいということで案を策定しております。

○新谷委員

屋外広告物の基準という資料を出していただきました。これで許可区域の広告の高さ、大きさなど、今の道の条例よりもさらに規制するということですが、若干説明していただきたいのです。右側の濃い字がそうですね。

○（建設）まちづくり推進課長

この資料で説明します。四角に囲んだ数字が、現在の北海道の条例の数字です。例えば1-1の小樽歴史景観区域の面的基準（案）【自家用】で言えば、一番左にございます禁止地域では、この四角に囲んだ部分が今の北海道の基準です。その上に記載されているものが、新しい条例（原案）の基準となっております。すべてがそういった形で見ようになっています。

そういったことから見ますと、今、委員がおっしゃったように、ほぼ現在の北海道基準よりも小樽市の景観に配慮した基準という形で設定しているところでございます。

○新谷委員

禁止地域はすべてが禁止ということではなくて、地上壁面についてはこれまでどおり認めるとのことですね。

条例（原案）を見て、何点かわからないところがありますので教えていただきたいのですが、第12条の適用除外というところがあるのですが、その第3号、公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示する広告物、それから第4号、自己の事務所又は営業所に表示し、又は設置する自己の事業若しくは営業の所在、名称、内容、商標又は販売する商品の名称若しくは内容を表示するものとなっておりますけれども、具体的にどういうものなのか説明していただきたいのです。

○（建設）まちづくり推進課長

第12条の適用除外というのは、日常生活や経済活動を行っていく上で、最小限度必要な広告物については、許可や禁止などの規定が適用されないという条文でございます。

第3号につきましては、寄贈者の名前を表示する、例えば、ベンチとかごみ箱を市役所に寄贈して、その裏に名前が付きませんが、そういったもののことを意味しております。

また、第4号につきましては、自己の事務所又は営業所、一般的に言いますと、自己の用に供するものでございますが、具体的に言いますと、例えば商店や会社に掲示している看板がほとんどこれに該当すると思われまして、ですから、この自己の用に供するというものは、看板の多くの割合を占めているものかと思われまして。

○新谷委員

そういう場合でも一応看板の掲載期間がありますよね。その期間を過ぎてもその商店の場合はずっと除外するという判断でいいのですか。

○（建設）まちづくり推進課長

除外に規定されているものについてはそのままということです。それから、附則の経過措置のところに書いてございますが、現在、北海道の条例で適法に表示されている広告物につきましては、新しい条例が施行されて、その条例の基準に適合しなくなっても、これらを改造し又は表示の変更をするまでは、従前の例により表示、設置をすることができるということになっています。

○新谷委員

この適用除外と附則の経過措置との関係というか、適用除外はずっと適用除外でいくのか、それとも経過措置でやるのか、どちらなのか。

○（建設）まちづくり推進課長

現在、北海道の条例で適用除外になっているものは、新しい条例になった場合も、その表示が変更されるまでは適用除外となります。そういった表現です。

○新谷委員

でも、今回の条例（原案）というのは、景観に配慮して色彩とか、形状、面積、意匠、その他の表示の方法について、道よりも厳しく、そしてよりよくしていくというものですよね。今のお話ですと、広告物の許可の有効期限が来て、さらに許可を申請するときになっても、この条例が適用されないものが多いということになるのですか。ちょっとわからないのですが。

○（建設）まちづくり推進課長

確かに広告物の許可の有効期限というのは、最大 3 年というふうに決めておりますが、ただ、先ほどの資料をごらんいただければわかりますように、資料で四角で囲まれている北海道の基準から比べて、今回の基準というのは、相当厳しいものになっています。例えば、屋上広告物については、小樽歴史景観区域では設置不可というように厳しいものとなっているところがございます。現在の北海道条例よりも相当厳しいものとなっております、影響がある程度大きいということから考えまして、期間につきましては、ある程度緩和していくということで、経過措置を決めたものであります。

○新谷委員

新しく看板をつくるときには、かなり、この市の条例がそのまま通ればですけども、適用されていくと思いますが、既存のものについては、いましばらく経過措置でいくということですね。ですから、許可の期限が来ても、小樽市のほうから、こういう条例があるので例えば色彩はかなり厳しくするようですけども、色の濃い、派手な、そういう看板についても、経過期間で認めるということですから、小樽市としてはこういう条例になったので、できればかえていただけませんかという勧告はしないということなのですか。

○（建設）まちづくり推進課長

附則のとおり、従前、許可されているものについてはそのままということなので、特に勧告とか、そういったものについては考えておりません。

○新谷委員

こういう色彩、形態、それから高さとかの基準を設けるのはもちろんいいと思うのですが、期限との関係では物すごくやわらかなものだなという感想があります。そうすると新しくするところは厳しくて、それに違反したら罰金だけでも、今までのものは当分というか、いつまでかわかりませんが、許されるとしたら、ちょっと不公平感があるのではないかという感じがいたします。

それから、張り紙、のぼり旗、立て看板など簡易広告物の除去なのですが、これについてはどのような経過措置があるのですか。また、そういうものはなく、即除去となるのですか。

○（建設）まちづくり推進課長

簡易広告物についても、当然、この条例が適用されますので、経過措置はあります。ただ、一般的に考えまして、簡易広告物は大体紙とか布が主なもので、その経過措置うんぬんの前に、本体のほうがだめになってしまうということではないかということでは考えております。

○新谷委員

屋外広告物法の改正では、のぼり旗だとか、張り紙といったものについては、これまでは表示されてから相当の期間は除去できないとなっていた要件を削除したというふうになってはいますが、どうなのですか。

○（建設）まちづくり推進課長

簡易広告物の除去制度についてのお話かと思いますが、これは簡易広告物であくまで法律とか条例に違反しているものについては除去できるという話で、表示されてから相当の期間という要件がなくなったということで、先ほど私が述べたのは、簡易広告物できちんと届出をしている広告物ということです。

○新谷委員

今回、色彩の基準は資料として出ていないのですけれども、色の見本みたいなものは何かありますか。

○（建設）まちづくり推進課長

見本は持ってきていないのですが、色には色相、明度、彩度の三要素がございまして、今回、基準を設けましたのが彩度です。彩度というのは、1 から 14 までありまして、高レベルになるとけばけばしい色になるということです。今回は彩度 10 以下とし、そのけばけばしいものを避けるということで基準をつくっています。そのほかの色合いや明度については、規制はございません。

○新谷委員

インターネットで基準となるマンセルというものについては見ましたけれども、一部しか見られなかったので、お聞きしました。

パブリックコメントを既に行っておりますが、何か意見は来ておりますか。

○（建設）まちづくり推進課長

12 月 1 日からホームページ又は我々のところで公表しておりますが、現在まで意見等は一切ございません。

○新谷委員

この条例（原案）には、違反した場合の罰則とか過料が載っておりますが、これはほかの市と比べてどうなのでしょう。

○（建設）まちづくり推進課長

北海道の条例から権限移譲されるということで、基本的には罰則は全部踏襲しており、道内の他市でも同額の罰則となっております。

○新谷委員

この問題の最後なのですけれども、違反広告物の原因となっている不良業者を規制する措置として、屋外広告業の登録制の導入がありますけれども、これは北海道の条例にあるので、あえてこの新しい条例（原案）には入れなかったということですか。

○（建設）まちづくり推進課長

北海道から市へ移譲できるものというのは、法律で決まっております。その中には、この屋外広告業の登録制については含まれていませんので、新条例ができて、これは引き続き北海道の条例で管理することになります。

○新谷委員

◎民間建築物に対するアスベスト分析調査費用の補助制度について

次に、民間建築物に対するアスベスト分析調査費用の補助制度についてなのですが、このアスベストの調

査というのは、かなり前から行われておりますが、今回、全額国の補助になった経緯を教えてください。

○（建設）建築指導課長

平成 17 年に大きな社会問題となりまして、平成 18 年度に国の優良建築物等整備制度要綱の改正に伴いまして、分析調査費用の補助が創設されております。平成 20 年 10 月に、その制度の一部改正によりまして、分析調査の費用の全額補助というふうになって今日まで続いています。

○新谷委員

平成 17 年に大きな問題となったということで、国のほうからも調査依頼が来ていたと思うのですが、平成 19 年 12 月の時点では、国では調査対象 25 万棟の建築物のうち 4 万棟が調査報告されていないということで、新しくまた調べるよう指示が来ておりますけれども、小樽市の調査状況とか、建物の規模はどのぐらい以上のものなのか、まだ調査していないものはどのぐらいあるのか、その実態について教えてください。

○（建設）建築指導課長

調査の対象件数でございますけれども、平成 17 年度に、対象建築物としては 500 平方メートル以上で昭和 31 年から平成元年度までの建てられた非木造の建物について調査を行ってきております。その後、解体されたりして、本年 10 月 31 日現在で、対象の建物については 614 件ございます。そのうち、吹きつけアスベストが使用されている可能性があるというものは 58 件で、露出しているものについては、58 件のうち 15 件でございます。

○新谷委員

調査していないところは、当然、アスベストの粉じん濃度は測定していないわけですね。

○（建設）建築指導課長

露出しているものについて、粉じん濃度を調査するかどうかということなのではございますけれども、調査の回答の中ではそういったことまではありません。

○新谷委員

平成 19 年度の国の指導では、除去の必要性の判断に当たっては、アスベストの粉じん濃度の測定結果のみならず、劣化状況とか使用頻度を総合的に勘案する必要があることを建物の所有者に周知することというふうになっております。これからになると思うのですが、当然、この濃度は測定することになりますよね。

○（建設）建築指導課長

露出しているところの粉じん濃度はどうするかというお話なのですが、実際、建物を管理している所有者が本来行わなければならないということでもありますので、我々としましてもそういった指導はしますけれども、あくまで義務ではなくてお願いという形で行っております。

○新谷委員

けれども、このアスベストの問題はこれを吸引したことによって肺がんになるということで、非常に大きな社会問題になったわけですから、建物の所有者の責任ではあるのですが、指導を強めていただきたいと思っております。

この通知では、地方公共団体としては、アスベスト除去のために、先ほど言われました優良建築物等整備事業などを活用して、民間建築物に対する補助制度を創設するとともに、支援策が活用されるように普及啓発に努めることとされております。今回は分析調査費用が全額国の補助ということでは大変よかったと思うのですが、調査して終わりということではなくて、やはり除去するということが必要だと思います。この除去に関しては、国の補助はどのぐらいで、小樽市はどのぐらい負担しなければならないのか、その辺について御説明ください。

○（建設）建築指導課長

除去工事の補助制度については間接補助ということで、民間事業者が施工する場合、国は費用の 3 分の 1 かつ地方公共団体が補助する額の 2 分の 1 となっており、地方公共団体は 3 分の 1 となります。

○新谷委員

全道の状況を調べてみましたら、除去に対する補助制度を行っている自治体というのは、本当に札幌市ぐらいで、ほかにはないのですけれども、お金がかかることでありますが、やはり健康にはかえられない問題でありますから、ぜひ補助制度を創設できるように頑張ってくださいと思うのです。その際、国が3分の1だけれども、2分の1は小樽市が負担をしなければならないというものもありますので、もっと国に対しても補助率を引き上げてほしいとか、そういう要望をしていただきたいですし、除去の補助制度創設に向けて進めていただきたいと思うのですけれども、お考えはいかがでしょうか。

○（建設）建築指導課長

除去に対する補助制度の立ち上げというお話なのですけれども、実際、これから分析調査ということで、614件のうち、未回答だとか、まだ判明していないものもありますので、そういった実態把握をまずやらなければならないのではないかと考えております。そういった状況を見て、除去工事の立ち上げとかも考えていきたいというふうに考えております。

○新谷委員

実際に実態把握してからということですが、ぜひその点についても前向きに考えていただきたいと思います。

◎奥沢ダム水路設置工事について

次に、奥沢ダムについてです。

まず、水路設置工事の請負価格と共同企業体の組合せと今度の工事には何企業体が応札したかについてお聞きします。

○（水道）総務課長

奥沢ダム水路設置工事につきましては、設計金額が7,000万円以上でありましたことから、共同企業体で工事を行うこととしました。小樽市指名競争入札参加資格者名簿登録規則により格付されております市内土木A1ランク7社とA2ランク3社の計10社の組合せによります2社から3社で構成される共同企業体、ただしAランクのみの組合せは除きますけれども、共同企業体の編成を求めましたところ、四つの共同企業体が編成されたものであります。内訳としましては、3社で構成されているものが2共同企業体、2社で構成されているものが2共同企業体となっております。

それと、11月8日に、この4共同企業体によります指名競争入札を行いまして、ここに記載しておりますように、阿部・小田・協誠共同企業体が落札者となったものでございます。

○新谷委員

今度の工事は水路設置の工事で、来年、のり面をやるというふうに聞いておりますけれども、その費用はこの中に含まれていないと思うのですが、どのぐらいかかる予定なのでしょう。

○（水道）整備推進課長

来年予定しておりますのり面の植生の費用ということの御質問かと思うのですが、費用としては3,400万円程度を予定しております。

○新谷委員

それから、階段式溢流路をぜひ残してほしいという圧倒的多数の声があります。北海道との協議はこれからだと思っておりますけれども、クリアしなければならない問題、またいつから本格的な協議を始めるのかについてお聞きします。

○（水道）整備推進課長

階段式溢流路を残すための課題についての御質問かと思いますが、まず1点目として、勝納川の河川区域の変更

がございます。現在の河川区域は、奥沢ダム貯水池内になっておりまして、階段式溢流路については、現在、奥沢ダムの水道施設という位置づけになっております。この階段式溢流路を残すためには、この勝納川のルートを奥沢水源地上流部から水道施設であります放水路、それから階段式溢流路を通るルートに変更する必要があると考えております。

2点目の課題といたしましては、この河川区域を変更するに当たり、奥沢ダムを水源としております水利権の返上が必要となってまいります。現在、その奥沢ダムの廃止ということで勝納川からの水利権は返上いたしますけれども、水利権を返上するに当たり、現在の取水する機能をなくすることが求められます。これには奥沢ダム、奥沢水源地の最上流部にあります取水ゲートの撤去ですとか、貯水池内にあります取水塔からの取水機能をなくすることなどが求められるということになりますけれども、この機能をなくする手法について河川管理者と協議を進めてまいりたいと考えております。具体には、年明けといいますか、今後、この水利権の返上に向けて、河川管理者と協議を進めてまいります。

○新谷委員

ルート変更というのはどういうことなのか。

○（水道）整備推進課長

勝納川のルートは、大正3年の区域がそのまま残っておりまして、奥沢ダムの貯水池を通過して、勝納川の上流に向かうのが現在の勝納川のルートとなっております。ですから、水利権の返上ということになりますと、原形復旧が原則でありますので、これは水道施設の撤去が必要となってくるということになります。大正3年の水道創設時期の水道施設を残したいというのが我々の考えでありますので、この勝納川の流れている場所を大正3年の場所から、今、我々が管理しております放水路、それから階段式溢流路のほうに変更をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○新谷委員

それから、ちょっと先に聞かなかった部分で、土砂が相当出ていると思うのですが、仮置きして、その後はどういうふうにするのですか。

○（水道）整備推進課長

土砂につきましては、貯水池上流部とダム堤体の前面にあります水道局用地に仮置きをしております。この土砂の利用については、今後の検討となりますけれども、奥沢ダム貯水池跡地の利用に活用できればよいというふうに考えております。

○新谷委員

跡地利用に。これはまだ先の話ですね。

◎議案第9号「小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案」について

それでは、次に移ります。

議案第9号に関連して何点か伺います。

市営最上B住宅の用途廃止が公共賃貸住宅長寿命化計画に書いてある平成25年度よりも早まった理由というのは、どういうことでしょうか。

○（建設）小林主幹

計画では平成25年度ということになってはいますが、今年の4月に市営若竹住宅が供用開始になりまして、最上B住宅からの住み替えの方が8名おり、大半の方が住み替えました。残る方につきましても、他の市営住宅を紹介し、御希望の住宅に住み替えをされたということで、住み替えが順調にいったということで考えております。

○新谷委員

早く言えば、受け入れるところがあって、それぞれ市営住宅に入れたということですね。

それで、計画では最上B住宅以外の用途廃止の管理戸数は全体で 775 戸ですが、既に用途廃止されたところもありますし、自己都合で退居した人などがおりますけれども、最上B住宅以外の用途廃止の住宅での、現在の入居状況について、管理戸数と比較してお聞かせ願います。

○（建設）小林主幹

オタモイC住宅は、管理戸数が 72 戸に対し入居戸数が 8 戸、オタモイD住宅は、管理戸数が 38 戸に対し入居戸数が 2 戸、オタモイE住宅は、管理戸数が 94 戸に対し入居戸数が 7 戸、オタモイF住宅は、管理戸数 94 戸に対し入居戸数が 11 戸、オタモイG住宅は、管理戸数が 179 戸に対し入居戸数が 28 戸、塩谷B住宅は、管理戸数が 60 戸に対し入居戸数が 43 戸、塩谷C住宅は、管理戸数が 86 戸に対し入居戸数が 64 戸、桂岡住宅は、管理戸数 118 戸に対し入居戸数が 24 戸、花園共同住宅は、管理戸数 18 戸に対し入居戸数が 12 戸、梅ヶ枝住宅は、管理住宅 16 戸に対し入居戸数 15 戸でございます。

○新谷委員

長寿命化計画に、用途廃止の年数がそれぞれ書かれているのですけれども、今聞いたように、桂岡住宅は 118 戸に対して 24 戸しか入居しておりませんし、実際に本当にばらばらと入っていて、ここは早くどこかに住み替えていただいたほうがいいのではないのかという思いがいつもしています。幸い、この最上B住宅については、若竹住宅が供用開始となったのでそちらに入居できたということですので、少しでも早く、こういうところは古いですし、最上B住宅と同じところに建てられたところは花園共同住宅が昭和 36 年度、梅ヶ枝住宅が昭和 38 年度ということで、昭和 30 年代が最上のほかに二つあるわけですが、そのほかにも本当に 42 年度とか 44 年度とかということですが、ごく古いのですけれども、少しでも早く、例えば道営若竹団地を、3 号棟は平成 28 年度から全面的改善になりますけれども、これを早めて、この古いところに住まわれて用途廃止になっているところの皆さんを住み替えてもらうというふうに考えていかなければならないのではないかと思いますので、その辺についてはいかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

今、委員のほうから、古い住宅がかなりあって、そういうようなところのためにも若竹ですとか、そういったところの整備を早めたらどうかということですが、昨年 3 月に策定いたしました長寿命化計画につきましては、その策定した時点で、それぞれの住宅について検討して、それぞれの住宅の方向性について決定してきたということでございます。検討材料としては、建築年次だけではなくて、例えば敷地の状況ですとか、住宅以外にどのような利用がされているとか、それから区分所有などの権利関係、それとこれまでにやってきた改善事業、さらには今後の事業費の平準化、そういったさまざまなものについて検討をしてみました。そういったものを総合的に判断してこの計画に位置づけられておまして、現時点でこの計画の順番を入れ替えるということについては、計画ができたばかりということもありまして、基本的には計画どおり進めていきたいというふうには考えております。

ただ、計画にも記載してありますように、社会情勢の変化ですとか事業の進捗状況に応じまして、おおむね 5 年ごとに計画を見直していこうというふうになっておりますので、そういった時期が来ましたら、その時点で改めて状況判断なりをしてみたいというふうに考えておりますので、現時点ではこの計画に沿った事業の展開ということを考えているということでございます。

○新谷委員

一月くらい前でしたが、実は市役所の地下のエレベーターのところで、山田前市長にお会いしました。山田前市長は、財政黒字にしたので使ってくださいということをおっしゃっていたのですけれども、使い道があちこち、ここだけではなく、いろいろところでたくさん待ち構えていて大変なのですけれども、やはり住まいというのは本当に大事なものですし、新しいところに住まわれたら本当に気持ちのいいものですし、5 年ごとに見直しということでは

けれども、少しでも早くそういうふうになれるように期待しておりますので、ぜひ部長、よろしく願いしておきます。

○建設部長

新谷委員のほうから、今、いろいろお話がございました。確かに住環境の整備ということは、大変に重要だというふうに我々も思っていますし、認識しております。ただ、建築住宅課長からもお答えいたしましたとおり、昨年つくった長寿命化計画をまずそのとおりに推し進めてみて、また先ほど山田前市長のお話もありましたけれども、財政状況も踏まえて、そういうことを総合的に勘案して5年ごとに見直しをしていくということにしておりますので、まずはこの計画どおり進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○山田委員

◎議案第9号「小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案」について

今、新谷副委員長からもお話があった市営住宅の部分で、最上B住宅が用途廃止になるということでお聞きをいたしました。その後、何らかの形で利用されると思うのですが、この取壊しをした後、公園など何か跡利用の案があれば、お聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

現時点では最上B住宅の解体後の跡地については、利用の計画というのは特にございません。

○山田委員

まず壊すだけ壊して、時期が来たら、何かに利用されると思っておりますので、そういった意味で、関連してちょっと伺いますが、オタモイ住宅に関して、今、新しく4号棟が建設されております。その4号棟にも、今言われた地域に住まわれているオタモイC、D、E、F住宅、8人、2人、7人、11人、こういう方が住み替えると思います。ただ、私が聞いている部分では、そういう古い住宅から出たくないという人がいますが、そういった場合、例えばその方が亡くなるまでその古い住宅に置いておくのか、そこら辺のお考えをひとつ聞かせていただきたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

基本的には、住み替えについては順次お願いをしていくことになるのですけれども、どうしても出たくないという方を無理やりというわけにはなかなかいかないと思いますので、そういった意味では、極力会話を重ねた中で応じていただくように、例えば1軒だけ残ることによって、その住居がずっと残ることにもなりかねないので、管理上の問題もございますので、そういったことを踏まえていろいろと入居者の方と相談しながら、ただ、強制的にとということにはならないと思いますので、あくまでも納得していただいた上で住み替えていただくというふうなことで進めていきたいというふうに思っております。

○山田委員

なるべくそういう方向でしていただければと思います。ただ、やはり新しいところに入る上では、前も言われたように、ペットの問題だとか、新しい住宅に移ってからの家賃の問題、そういうこともありますので、極力会話を重ねて、なるべくそういうようなところに移っていただくように、まずは御努力をよろしく願いいたします。

○（建設）建築住宅課長

今、委員がおっしゃったとおり、やはり住んでいる方々それぞれに事情がございますので、そういったことをいろいろと協議しながら対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○山田委員

◎小樽市住宅リフォーム助成制度について

それでは、住宅リフォーム助成制度の概要について、先ほど聞き忘れたかもしれないのですが、事業費は幾らでしたでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

事業費につきましては、現在、来年度に向けて予算編成をしております、今、予算要求の段階であり、まだ公表できる段階ではございませんので、それは時期が来ましたら改めて予算をお知らせしたいというふうに思っております。御理解をお願いいたします。

◎小樽市屋外広告物条例（原案）について

次に、屋外広告物条例案の策定状況について何点かお聞きいたします。

今回、1 か月ぐらいかけてパブリックコメントが行われるということで、私もこの新聞記事が出たときに、市内の屋外広告物に関心を持って見て歩きました。その時点では、やはり一般のコンビニエンスストアだとか郊外の飲食店の看板が結構多く出ていたというふうに思います。

まず、この屋外広告物の小樽市内の許可件数について、わかる範囲でお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

今、手持ちの資料がないのですが、新規の屋外広告物の届出でいいますと、年間で数十件ぐらいが来ているというような状況でございます。

○山田委員

気がついたところでは、最近建てられたのでは薬屋だとか、コンビニエンスストアというところがよく目立っております。こういう業種が多いのではないかと、最近の状況などについて、わかる範囲で構いませんからお教え願いたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

今委員がおっしゃったとおり、ドラッグストアとか、コンビニエンスストアとか、そういった、先ほど新谷委員の御質問にも答弁しましたが、自己の用に供するといったものが大半ということで、特にその中でも商店とか物販関係の業種が多いという状況にあります。

○山田委員

説明にあったような条例（原案）では、道の条例とは違って厳しいということを言われております。私も見た感じではやはり高さ制限においては厳しいと思います。

それでは、広告物が歩道や車道にかかっているときには、どのような申請をしなければならないのかについて、お聞かせ願いたいと思います。

○（建設）用地管理課長

歩道、それから車道にかかっているものについては、道路占用許可という許可申請を提出していただくことになっています。これは、小樽市の道路占用条例で規定をしているわけなのですが、例えば歩道上であれば、道路には建築限界がございますから、歩道上であれば高さ 2 メートル 50 センチメートル以上、車道に上空占用するものであれば高さ 4 メートル 50 センチメートル以上というような規定がございますので、それにかなうような形で設置をしていただくような申請を出していただきまして、それに対して道路管理者が許可をするということになります。

○山田委員

現在、何件ぐらい、そういう申請がありますか。

○（建設）用地管理課長

各店舗から出されているものと、看板の中では北電柱だとか N T T 柱に出されているものの両方がございます。北電柱に関して言いますと、平成 22 年度は 497 件、N T T 柱ですと 192 件、それ以外の店舗等と言いますと 215 件、合わせて 904 件の道路占用許可申請が出されております。

○山田委員

結構ありますね。そういった部分では、きちんと法律に基づいて看板が設置されているということですね。

今回、配付されている屋外広告物の基準の資料では、⑮の中央通については、大きいパチンコ店が数店ありますが、例えば壁一面を使って照明しているような、そういうところに対しては、この条例が施行された場合にはどういうふうになるのか、お教えしたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

先ほどの経過措置の話でもいたしました。現在、北海道の条例で許可されているものについては、新しい条例ができた段階でも、過去の条例は生きるということになりますので、その壁面の広告物を改造したり、表示を変えたりするときまでは、そのまま継続して表示できるというふうになっております。

○山田委員

ということは、経過措置まで大丈夫だということなのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

そういうことになります。

○山田委員

その経過措置後のことはきちんとされると思いますので、その点についてはこれから変更箇所を登録されて、経過後には正しくしていただければと思います。

◎民間建築物に対するアスベスト分析調査費用の補助制度について

次に、民間建築物のアスベスト調査に対し、1 棟当たり 25 万円を限度に補助する制度について、先ほど新谷副委員長からも質問がありましたが、これはいつまでやるとか、そういう部分はきっちり決まっているのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

この補助制度をいつまで続けていくのかということでございますけれども、来年度から始めていくわけなのですが、その使用実態をある程度見極めながらやっていきたいというふうに思いますし、また国の制度もこれからも続いていくようなことを聞いていますので、続けていきたいというふうに思っています。

○山田委員

アスベスト問題については、皆さんの健康の部分にもかかわってきます。国から全額補助ということで、件数も押さえられているので、今後ともその除去に対して一段の努力をお願いしたいと思います。

◎奥沢ダムの跡利用について

次に、奥沢ダムについて、私もこの改修した先には公園整備などをお願いしたいということと言った経緯もあります。のり面の整備も、先ほど 3,400 万円の予算ということでお話もありました。そういった意味で、市民からは、桜の植樹もしたい、あれもしたいと、いろいろ要望もありますので、詳しい話もあるので、その辺の整備の考えについて、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○（水道）整備推進課長

奥沢ダムの廃止に伴いまして、貯水池内の跡地の利用につきましては、大正 3 年が水道創設であったということの後世に残したいというのが水道局の考え方でございます。具体的施設としましては、貯水池内にあります取水塔、それから導水トンネルですとか、階段式溢流路も含めてですけれども、これらの水道創設時の水道施設を後世に残したいということで考えております。

跡地については、いろいろアイデア等があると思いますので、今後、皆様の御意見なりをお聞きしながら、検討してまいりたいと考えております。公園の整備ということも有効な手法の一つというふうに思っております。

○山田委員

せっかくそういう遺産を市民の方に残したいという意向であれば、私も昔、見に行きましたけれども、のり面にはさくもなく、車もその道路わきにとめて行ったわけなのですが、そういうさくや駐車場の整備、そういう安全面の配慮も考えに入れていただきたいと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

○（水道）整備推進課長

跡地の整備につきましては、市民の憩いの場になるような形で考えていきたいというふうに思っております。それに伴いまして、今委員がおっしゃいました安全面に十分配慮した土地利用ということを考えていかなければならないというふうに考えております。

○山田委員

取水塔を残す考えということですが、この取水塔の耐用年数というのか、残して危なくないような形で置かれるとは思いますが、残すための何か方策みたいなのがあれば、聞かせてもらって最後にしたいと思います。

○（水道）整備推進課長

取水塔につきましては、具体にはその安全面を配慮いたしますと、診断が必要だというふうに考えております。取水塔につきましては、大正 3 年建設当時の無筋構造物でございますので、この構造物をどのような形で残すかということにつきましては、専門家の意見を聞きながら、診断等が必要になるというふうに思っております。

○山田委員

ぜひとも市民の憩いの場となる「新奥沢水源地」の整備をお願いして、私の質問は終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○松田委員

幾つかの項目に分けて、何点が質問させていただきます。よろしく願いいたします。

◎空き家対策について

まず、空き家対策についてお伺いいたします。

これについては議会でも議論された部分も多いのですが、少子高齢化が進み、この問題については小樽だけの問題ではなくて、本当に全国的にいろいろな問題が提起されております。小樽でもあちこちに空き家が目立ち、また私の友人からも、近隣の空き家に対して、これは何とかならないのだろうかというような質問をされることもあります。

空き家の増加は、景観上の問題だけでなく、犯罪、また放火の要因になるなど、地域住民の生活環境にマイナス影響を与えかねない問題ですが、それはあくまでも所有者の管理責任にゆだねられているというのが現状です。特に北海道など雪が降るところでは、それに加え屋根からの落雪など、隣家のトラブルを引き起こしかねないのが現状であります。

そこで、まずお聞きしたいのは、これまでに空き家からの落雪などのトラブルになった例があったかどうか。あったとしたら昨年度は何件ぐらいあったのか、まず先にお聞きしたいと思います。

○（建設）建築指導課長

平成 22 年度なのでございますけれども、道路への落雪、隣地への落雪、合わせて 88 件ございます。

○松田委員

88 件あったということなのでございますけれども、それに対してどのような対応をされたのか、教えていただければとい

うふうに思います。

○（建設）建築指導課長

どのような対応をされたのかということなのですが、これらの対応については、当然、相談があったときに現場のほうに行きまして、まず現場を見て、どういった状況になっているのか確認します。その後、当然空き家ですから、周りの方からいろいろな意見を聞きまして、所有者がどのようになっているのかを確認して、所有者がいれば、そちらのほうに電話をして指導をしております。

また、所有者がない場合、これについては、登記簿謄本をとったり、そういったことで建物なり土地の所有者関係を調べて、その結果、所有者がいれば、そういったところに適切な指導を行っております。

○松田委員

わかりました。先ほども申しましたとおり、この空き家対策にはどこの自治体でも頭を悩ませているのが現状です。なぜかというと、私有財産であるために、近隣に迷惑をかけたとしても、第三者が勝手に処分したりだとか、解体、撤去などできないというふうに聞いています。

そこで、全国の自治体の中では、所有者に対し、一步踏み込んだ働きかけを行う動きも始まっています、例えば埼玉県所沢市やふじみ野市などでは、空き家等の適正管理に関する条例を制定しているところもあるというふうに聞いています。その内容はどんなものか調べましたところ、住民から相談を受けて市が調査し、管理不全とみなした場合、市長名で所有者に文書を送付し、対応を勧告。また勧告に応じない場合は期限を決めて再度、改善を命令。正当な理由なく命令に応じない場合は、該当する空き家前に所有者の名前、住所を記した看板を設置と、このような条例を決めているところもあるようです。その結果、1割程度は手を出せないものがあるが、解決件数は明確に増えているというふうなことで条例を定めているところもあるようでございます。

それで、道内の他市町村でも同様に条例化に向けて動き出しているところがあるかどうか、そういったことでお聞きしているところがあるか、まず、お聞きしたいというふうに思います。

○（建設）建築指導課長

道内において空き家対策の条例の動きがあるのかどうかということなのですが、本年8月に、全道の特定行政庁の連絡会議があって、この問題を取り上げました。その中では、主要な都市においては条例はつくられておりませんが、ただ、最近の新聞の中で、滝川市がこういった条例をつくっているというふうに聞いております。

○松田委員

小樽市では、今後、条例化するお考えはありますでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

この空き家の問題につきましては、先ほど委員がおっしゃいましたように、自治体共通の悩みということで、現在、後志管内の十数市町村で、廃屋・空き家対策検討会を継続して開いている最中です。その中には、建物の適切な維持管理に関するモデル条例を検討しようということになっていまして、これが来年、再来年、2か年で実施されるということですので、そういったモデル条例は参考にして、今後の対応に努めたいと思っております。

○松田委員

今、モデル条例を考えているということなのですが、条例化に向けての課題等がありますでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

その会議の中では、やはり建物が私財産、個人財産で、なかなか行政が中へ入っていけないという問題に対してどういうふうに対処していくか、そういったことが今課題になっているというふうには聞いています。

○松田委員

お聞きしたところ、10月中旬にも第2回の廃屋・空き家対策検討会が行われたというふうに聞いております。そ

ここではどのような内容の協議がされたのか、また主な項目について教えていただければというふうに思います。

○（建設）まちづくり推進課長

10 月に開かれました廃屋・空き家対策検討会の議題といたしますと、今、申しましたように、所有者が不明の場合、行政がどういった対応ができるのか、そういったものを事例も含めながら検証したというのが一つございます。

また、もう一点としましては、空き家の利活用をどういうふうに促進したらいいかということで、小樽市は現在、空き家バンクを創設していますが、後志総合振興局でも空き家バンクを 11 月から創設して、それでそういった周知活動をやっているところなのですが、主にそういったことを共通の話題として検討したところでございます。

○松田委員

この空き家対策については、先ほど言いましたとおり、私有財産ということもありましてなかなか一歩踏み込んだ動きができないということもあると思うのですが、他都市の事例を参考にしながら、今後とも空き家対策についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

○小樽市屋外広告物条例（原案）について

次に、屋外広告物条例（原案）について質問させていただきたいというふうに思ひます。

先ほど課長より説明のありました屋外広告物条例につきましては、多くの他都市でも制定されていると思ひますが、小樽市の屋外広告物条例制定に当たり、他都市と比較して、特徴的な項目などがありましたら、お聞かせ願ひたいというふうに思ひます。

○（建設）まちづくり推進課長

他都市ということですが、まず、北海道内では、今は北海道の条例がございしますが、札幌市は政令都市で条例を持っています。また、旭川市、函館市が中核都市で条例を持っています。ただ、その内容はほとんどが北海道の条例を踏襲している模様です。

今回の小樽市の条例（原案）の特徴としましては、色彩に基準を設けるということです。これは、北海道の条例にも、道内のどこの条例もございせん。

また、区域区分については、道の条例では都市計画の用途地域を基準にして区分をしているのですが、小樽市は景観計画に基づいてその区分けをしています。

また、面的な規制というものが一般的な基準なのですが、特に重要な通り、臨港線とか堺町本通、そういったところについては線的な規制を設けると、こういったものが今回の条例（原案）の特徴となっております。

○松田委員

先ほど、新谷委員のほうから、現在行われているパブリックコメントについて、今日まで寄せられた意見があったらということだったのですけれども、私もそのことをお聞きしようと思ひました。全く同じ質問で、まだ始まったばかりで具体的に意見を寄せられたものがないということだったのですから、そういうことでわかりました。

それで、この条例（原案）では、違反した場合の罰則規定が設けられているようではすけれども、先ほどほかと比べてどういうものですかと伺ひましたが、どのような罰則規定があるのか、具体的に教えていただければというふうに思ひます。

○（建設）まちづくり推進課長

罰則という条項で、いろいろと罰金の額が定められております。例えば、一番重いもので 50 万円の罰金でございます。これは禁止地域とか禁止物件、そういったところに広告物を掲載してはいけない、それが一番重い罰則です。

次に、30 万円の罰金というのがございしますが、これは変更とか継続の許可を受けない、許可の表示をしないとか、出願者の変更をしないとか、そういった場合の罰則です。

また次に、罰金では 20 万円、これは報告の必要なものについて報告しないと、虚偽の報告をすると、そういったようなことで、それぞれ罰則を定めているところでございします。

○松田委員

これからまだ1月5日までパブリックコメントで、市民の方から広く意見を聞くようですので、その意見を参考にしながら、よりよい条例案にしていただければというふうに思います。

◎水道料金の減免制度について

最後に、水道料金のことについてお聞きしたいと思います。

支払困難者への対策として、水道料金の減免制度があると思いますけれども、その減免制度について、母子、老人、障害者、生活保護世帯というふうにして減免制度があるようだけれども、それぞれの要件をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○（水道）料金課長

御承知のとおり、この減免制度は市長の政策として行われており、各減免世帯の基準によって福祉部で審査をしまして、基準に合った世帯の水道料金、下水道使用料を減免しているところでございます。それで、各減免の基準なのですが、私のほうでわかる範囲内で答えさせていただきたいと思います。

まず、生活保護世帯なのですが、生活保護法により扶助を受けている世帯となっております。

老人世帯については、三つ要件があるのですが、すべて該当する世帯ということで、まず一つ目が65歳以上の高齢者のみの世帯、次に世帯に属する方の市・道民税の所得割を課税されていない世帯、三つ目は世帯の所得額の合計が159万5,000円を超えないこととなっております。

次に、母子世帯は、二つのいずれかに該当するという事なのですが、一つ目は児童扶養手当の支給を受けている世帯ということになります。もう一つあるのが、世帯の収入合計が一定基準以下であるということです。

最後に障害者世帯ですが、これは二つありまして、すべてに該当することが条件ですが、世帯主が障害年金の支給を受けている世帯又は世帯主である妻が障害年金を受けている夫を扶養する世帯というふうになっています。二つ目が、世帯の所得額の合計が360万4,000円を超えないこととなっております。

○松田委員

所管外の質問で失礼いたしました。それで、大体、減免世帯は現在どのくらいいるのか、件数はわかりますでしょうか。

○（水道）料金課長

市内で2か月間で検針した世帯ということになりますが、8,143世帯となっております。

○松田委員

そうしたら、母子だとかそういう区分ではわからないということですか。

○（水道）料金課長

申しわけありません。その資料がございません。

○松田委員

わかりました。

◎水道料金の収納状況について

次に、収納状況ということで、今回いただいた前期業務状況説明書5ページに、水道料金の収納率というところがありまして、水道料金の収納率は77パーセントというふうになっておりました。これについてお聞きしますけれども、昨年同期と比較してどのようになっていますでしょうか。

○（水道）料金課長

これは現年度分の収納率ということになりますが、前年度の収納率は、本年度と同率で77.0パーセントとなっております。

○松田委員

収納率は 77 パーセントということですが、滞納の主な理由として考えられるものは、どういったものがありますでしょうか。

○（水道）料金課長

滞納の主な理由についてなのですが、まず、居所不明によるもの、次に生活困窮によるもの、経営不振によるものと考えております。

○松田委員

冬を迎えて積雪期は水道使用量を計量する水量計というのがチェックできないで、春先、雪が解けてから調整するというふう聞いておりますけれども、これに関するトラブルだとか、思ったより高いとか、安いとか、安いとかと言う人はいないと思うのですけれども、高いとかというトラブルというのではないのでしょうか。

○（水道）料金課長

冬期間、雪に埋もれてメーターを確認できないものについては、やむを得ず使用水量を推定して、確認でき次第、精算しております。水量につきましては、お客様の申出のほかに、前年同月期や直近の使用状況を参考に決めていますので、お客様には御理解いただいているものと考えております。

○松田委員

収納率向上に向けてどのような対策をとってきたのか、その対策についてお知らせ願いたいと思います。

○（水道）料金課長

収納率の向上対策についてですが、水道局では、平成 22 年 4 月から、料金徴収業務を業務に精通している（株）ジェネッツに委託しております。収納率の向上については、徹底した進行管理にあるものと考えておりますので、受託者にはその点について特にお願いしております。

○松田委員

悪質など言ったら失礼なのですが、滞納者に対しては、電気だとかガスだとかというところについては、滞納すれば供給を一時ストップするなどという措置があると思うのですけれども、水道料金について、滞納者に対してのペナルティーというものはあるのでしょうか。

○（水道）料金課長

滞納者に対するペナルティーということなのですが、水道料金というのは私債権ということで、税のように差押え等はできないことになっております。それにかわるものとして給水停止というものがあるのですが、一定期間納入も納付相談もない者に対して、給水を停止して納付を促しているところでございます。

○松田委員

最長どのくらいの長さですか。その金額によるのですか。

○（水道）料金課長

長さといいますのは、基本的に納付相談をされるか、要するに月々幾ら払うかという誓約するか又は一定程度納めるかしたら解除になりますので、もう翌日に解除される場合がほとんどであります。

○松田委員

わかりました。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 35 分

再開 午後 2 時 58 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

建築指導課長。

○（建設）建築指導課長

先ほど、アスベスト対策について、山田委員から質問があったことについてなのですが、制度がずっと続いていくというような話をさせていただいたのですが、訂正させていただきまして、いろいろな分析調査を行っていく上で、状況をまず確認しなければならないわけなので、当面 3 年ということで訂正させていただきたいと思えます。失礼いたしました。

○委員長

それでは、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

○山口委員

◎小樽市屋外広告物条例（原案）について

屋外広告物条例（原案）について詳しい説明がありましたが、私は景観条例の範囲拡大といい、屋外広告物条例を大変厳しく設定されるということで、大変評価をしたいと思えます。

ただ、景観条例については、非常に早い時期につくられて、市民の皆さんにも周知徹底されて理解が進んでいるのではないかとと思えますが、近年、歴史的建造物にしても解除を申し出て、取壊しをされるとか、そういう事例も出ておりますので、とにかくこの小樽のまちは歴史景観を都市の一つの大きな魅力として、都市として成り立っているわけですから、特に市民の皆さんの協力を得られないではこの条例は生きてきませんから、この屋外広告物の条例も同じでございますけれども、ぜひ常日ごろ機会あるごとに周知をしていただきたいと思いますというふうに思えます。

ただ一つ、先ほどからの議論を聞いておりますと気がかりなことが一つありまして、これはせっかくこれだけの厳しい条例をおつくりになって、一定の年数を経た中で、これがきいてくるのかなということは感じましたけれども、今一番問題になっているのは、簡易広告物です。これは許可を受けて設置しているのではなくて、ほとんど無許可で、当然これは許可もおりないような物件でしょうけれども、路上に旗を立てたりというような事例が多々あるわけです。これがやはり一番私は問題だと思っております、用地管理課でも大変御苦労されて、警察と一緒に回られて御指導もされているのは聞いておりますが、どのまちもこの件については大変苦慮されていることは聞いております。結局、大変御苦労ですけれども、指導の徹底以外に本当に手はないのだと思えます。それか、警察のほうでも指導を徹底されているようにも聞いておりますけれども、一定の罰則はあるようですから、これも周知されて、やはりきつく指導をしていただかないと、この解決はできないと思うのです。

私も、実際にこれが本当に解決できる案があるかと言われると、非常に難しいと思っております。ただ問題は、これだけ道の条例よりも非常に細かく厳しい条例を制定されるわけですから、許可されない広告物を屋外に出されるのを放置しているのであれば、せっかくの条例も意味がなくなってしまうこととなりますので、この対策について、何かこれを機に新たな策を考えられているのであれば、ぜひお聞かせいただきたいと思いますと思いますが、どうですか。

○（建設）用地管理課長

御指摘の件でございますけれども、道路の占用の中には、道路法の中で占有できるもの、できないものというこ

とでいろいろと規定がございまして、まず道路占用ができるものについては申請をしていただいて、それに対して許可をするというようなことでやっております。

ただ、山口委員もおっしゃったように、道路占用の申請をしても許可がないものというものがございまして。これは、上空を占有するものについては、道路の建築限界をクリアした形であればおりますけれども、地上からこの看板を出すだとか、地上の上に出すだとか、そういうものについては、占用の許可がありません。これは違法ということになります。現実的には、先ほど山口委員がおっしゃったように、道路上に基礎のコンクリートを置いて、その上に旗を立てるとかというのは、現実には存在しております。それについては、警察と連携を図りながら、市の職員も一緒に、引っ込めてくださいというようなことで指導をしているというのが現実です。

ただ、正直言いますと、結構イタチごっこになっている部分もございまして、かなりそういうようなことでやっただけではいるのですけれども、また出てくるというような状況にあります。妙案については、これといったものが今あるわけではないのですけれども、やはり根気強くやる以外にはないのではないかなというようなことでは考えておりません。

○山口委員

せっかくこの条例をつくられるわけですから、違法の広告物について、独自に罰則を設けることはできないのでしょうか。例えば、指導に従わないというような場合がほとんどですよ。そのときは従ってもまだ出しているということがありまして、イタチごっこになっているわけですよ。結局、状況が変わらないわけですから、何らかの手だて、これまでと違う手だてを考えない限りは、このことは解決がつかないと思うのです。条例で、いわゆる色とか大きさが決められて、新たに設置されたり、改修をして付け替えられる場合には、新しい基準でつけるということになるわけですね。それを守られない方については、罰則規定もあるわけですよ。

不法というのは初めからそれは違反なのですけれども、要するにそれも広告物として出ているわけですから、それも対象にして、これも要するに初めから違法なわけですから、違法を知ってやっているわけですから、当然罰則があつてしかるべきですし、既存のものでは、要するに効果がないわけですから、効果のあるような規則をきっちりつくるべきだと私は思うのです。でないとなかなか解決できないと思うのです。例えば指導をしても、従っていただけない、繰り返し違法行為をされる場合は、基本的には景観条例でやっていくこともできるかも知れませんが、屋外広告物条例で、ぜひそういうふうなことを加えて、罰則規定を設けて除去するというようなことにならないと、結局解決はできないと思うのですが、そういうことは難しいのですか。

○（建設）まちづくり推進課長

今、道路に設置される広告物についても違法なのですけれども、一義的には道路の管理者が道路法なり、そういったものを規制していくもので、2次的には当然屋外広告物条例が入ってきますけれども、そういったような関係があるということで、その辺のすみ分けをどうするかと、私は即答できませんけれども、確かにその問題というのはありますので、どういうふうに対応していくかというのは、これからの検討課題であります。

○山口委員

以前視察をした仙台市も屋外広告物の条例を持ってまして、その指導もされているわけですが、結局悩んでいるところはそういうところだと聞いております。一定の検討もされるような話も聞いていましたので、仙台市でどのようにされているのかも含めて、一回研究をされて、そういう中で小樽市としてどういう対応ができるのか、この現状をどう変えることができるのかということの研究をしていただきたい。これは要望をしておきます。

あと、電柱の広告の件は、これはやはり色については、基本的には新たに設置する場合は指定がありますから、例えば蛍光塗料を使ったりという、結構そういうのがあるのですけれども、これからはもう違反になりますよね。だから、そういうふうになれば若干変わっていくのかなと思います。非常にけばけばしいものというのは、今はあまりありませんが、そういうことが変わっていけば、まちの建物の色彩についても規制をかけていってほしいと思います。

し、今度、広告物についても色彩についてもやられるわけですから、大分統一感も出てくるのではないかと。ただ相当時間がかかるという印象は持っていますが、当然、行く末はやはり歴史資源を守って、それを特色として生きていくわけですから、そういう意味では本当にそういうような効果が上がるように、指導を徹底していただきたいというふうに要望して、この件については終わります。

◎奥沢ダム跡利用について

次に、奥沢ダムの跡利用のことは、本会議でもいろいろお話をさせていただきました。これは大変重要な歴史的な資源ですよ。そういう意味で、先ほど御答弁していただきましたけれども、史跡公園と言ったらおかしいけれども、そういう感じで何とか記念公園のような形で残していただけるという、お金の面もあるのでしょうか、そういうふうなお考えで対処されるようですから、ひとつ期待をしているわけでありませう。

再度、本会議でもお願いをしたように、ダム湖の利用についてですが、日本の河川は、せっかくいい岩とか川底の自然の景観があるわけですが、そういうものをブルドーザーを入れて、それで兩岸をコンクリートブロックで改修していつているわけですよ。私は、川釣りに結構行くものですから、後志圏内の川はほとんど行っていると思います。でも、近年とみに北海道管理の河川についていうと、どんどん、たぶん景気対策でやっているのでしょう。ほとんど洪水対策にはならないし、こんなふうにしたって無駄だと思いつながら見ているのですが、非常に北海道の河川というのは自然河川が多かったのが、ほとんど本州の都市河川と同じような構造にされています。一方で、親水性を持たせるようなのは、都市の中で札幌市西野の川もそうですけれども、やられたりしているわけですよ。河川の管理のあり方が、景観も含めて本当に考えられているのかと思います。

もう一つは、例えば河川管理の話をしめすと、一方でサケの養殖とか、サクラマスも非常に後志ではやっています。その産卵床も本当に考えられているのかというところがあります。自然観察員が工事をやった後、見に来るのです。それで、産卵床も見たり、あとはカワセミだとかヤマセミとか、あと水鳥、そういうものの生息状況がどんなふうに変つたのかもやっています。せっかくそういうものを報告するのですけれども、明らかにそれが要するに、例えば野鳥の数も減りますし、当然サケにも影響が出てきたり、サクラマスにも影響が出てきたり、もっと言えば例えば昆布の生育とか、そういうものも含めて大変影響が出るような工事の仕方をしていては私と思っていますよ。河川の工事はこんなのだというふうに普通に皆さん思っていますのは、非常によくないと思うわけですよ。

だから、そういうものも含めて、今、奥沢の話に戻りますけれども、イギリスの河川と言つたらちょっと語弊がありますが、ほとんど護岸整備をしていないような、自然河川のままです。それこそ芝生からすぐ水辺に行けるような構造になっております。日本の河川の場合、非常に急峻ですから、それはそのとおりにできるとは思いませんけれども、私が要望するのは、例えばあれはアースダムですから、土を固めたしに石を張りつけていくような格好なのですよ。だから、それも大正 3 年のときにやられた工事のまゝの石ですから、それを当然投げないで使うということになりますよ。そういうものを石積みにして、緩くそういう斜面に張りつけた中に河川が入っていくような、そういう構造で、例えばダム湖の中にしても、真つすぐ流すのではなくて、ある程度蛇行させたような感じで、自然河川のふうにお金の問題は別に話しますけれども、そういう非常に f 分の 1 揺らぎとかと、いつときはやりましたけれども、そういういやしの場として、非常に自然の樹木とか水というのはそもそもそういう効果があるのですけれども、そういうものの魅力をさらに増すような、いやしの効果を高めるような工事を、水路を引くわけですから、ぜひ中心に考えていただきたいというふうに思っていますけれども、その辺の考え方について、再度お考えを聞きたいと思つています。

○水道局長

水道局が答弁するのが適切かどうか、跡利用の関係でございますので、まず私のほうから今の貴重な提言に対して、我々の考え方を申し上げたいと思つています。確かに、今、奥沢ダムの湖面に映る取水塔、それから近隣の樹木が

映し出される景観美というものは非常によく、私も本当に行くたびに、ああ、いいところだなというふうに思っ
て今までの管理をしていたところでございますので、ほんの少しでもいいから、そういう部分を残せるような形が
つくられればいいなと思っています。水をためることはできませんけれども、今の二股沢川の水を活用して、何か
そういうものをつくらえることができないか。今後の跡地利用検討委員会に結論をゆだねていきたいと、水道局の
ほうではそう思っておりますけれども、そういう考えを次期局長にも伝えて、私は去っていきたく、このように
考えています。よろしくお願いいたします。

○山口委員

もう一つ、勝納川は道管理の河川ですよ。結局、今、階段式溢流路のほうに流れているのは勝納川本流という
ことに今度なるわけですね。

それでもう一つは、二股沢川が今は迂回してダム本体に入らないように切り替えていますね。今度は二股沢
川の水がダム湖の中に入って、それで先ほど説明していただいた水路を通して、勝納川に合流をするということに
なるわけですよ。管理のことをお聞きしますが、二股沢川の管理は、北海道になるのか、小樽市になるのか、ど
ちらになりますか。

○（水道）整備推進課長

現在、奥沢ダムには二股沢川が流れ込んでおりますけれども、二股沢川については普通河川でございますので、
市の管理になります。

○山口委員

河川の改修工事とか、そういうものについては、北海道の管理の川でやる場合には、例えば国の補助とか、お金
はどこから出るのですか。普通河川の場合は、例えば市の持ち出し分と、あとは北海道や国の補助とかというのが
どういうふうに違うのか、ちょっと教えていただきたいのですけれども。それは基本的な話です、今回のとは別に
して。

○建設部長

実は、今、水道局のほうから答弁があったのですけれども、二股沢川が普通河川ですので、庁内でいえば建設部
が管理するということになるかと思っておりますけれども、今、水道局長からも答弁があったとおり、跡地利用の検討
を来年度やられるということなものですから、建設部としても、二股沢川の整備については、建設部でやらなけれ
ばならないなというふうには考えてはおりますけれども、詳細についてはまだ水道局とも打合せをしてございませ
んし、はっきり言えば今日、うちのほうでやるということにはならないのですけれども、やる手法としては、一つは
普通河川で起債を入れるという方法と、補助金を入れるという、俗に言う準用河川で整備するという手法がありま
すが、補助率だとか起債のことまでは、まだ跡地利用が決まっていない段階なものですから、そこまで詳細にはう
ちのほうでは検討してございません。

○山口委員

跡地の利用については、市民の方を交えて検討をしたいというふうに答弁していただいておりますが、どの程度の
期間でおやりになるのか。市民は、この後どうなるのか、いつごろなるのかというのが一番聞きたいものですから、
その辺のことについて、今、それはすぐ期間をはっきりと言えないことはわかっておりますが、どの程度のスパン
で考えていらっしゃるのかだけお伺いをして、私の質問を終わりたいと思います。

○（水道）整備推進課長

奥沢ダムの跡地につきましては、来年度、有識者ですとか市民の皆さんの声を聞きながら、跡地の利用の方向性
を決めていきたいというふうに考えております。その後、跡地に対して、再来年度になりますけれども、基本設計、
詳細設計ということで整備に入っていきたいというふうに今の時点では考えております。

○山口委員

最後に、ちょっと要望です。本会議でも申し上げましたけれども、ダム湖に堆積している泥も大変有効な資源だというふうには私は思っているのです。先ほどお聞きしましたら、堤体を掘削されて出る土砂を一時期、駐車場になっているところですか、あのいわゆる水路をつくるところのわきに積んだり、ダム湖の中にも積んだりするというふうにお聞きしましたがけれども、いずれにしても表土といったものが、どの程度堆積しているかわかりませんが、それについて有効利用をしていただきたいので、そこを配慮しながら今の工事も含めてやっていただけるようお願いをして、私の質問は終わります。

○水道局長

まず、今のその堆積している土砂ですけれども、これについて、やはりどういう粒子のものが何パーセントで、それがどういう圧密の状況になっているかをまず試験をして、その有効活用が可能なのかどうか、要するにそれをいじることによって、またほかのものに悪さをしないのか、そのままその上に埋めたほうが有効なのかどうかという一定程度の判断をした中で、手法を決めていくのが必要かと思っています。

それと、言い忘れましたけれども、今回の堤体の掘削の中で、東京のダムを管理する組織の方々から、今回のパイピングが生じているという部分の土粒子の状況を見たいということがいわれておりますので、そういう状況も見ながら掘削をして、記述にして、一つの事例として、調査を進めていきたいというふうに思っておりますので、申し添えておきます。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○安齋委員

◎奥沢ダム水路設置工事について

報告をいただいた中から、私からは奥沢ダムについて伺います。

第3回定例会で財源の話を見せてもらいましたけれども、配水管工事などを来年度にするという約束をして、少し財源を確保するということでしたが、その後、今回、価格が出まして、最終的に財源はどうなったのかというところをまず伺わせてください。

○（水道）総務課長

奥沢ダム関連の工事等に伴いまして、今回、今年度の工事費等の費用がかかってございます。それで、今の、ほかの工事をとめたりしまして、なるべく工事費が膨らまないようにと考えておりましたけれども、このたび奥沢ダムの水路設置工事が1億6,000万円を超えていまして、最終的には来年の第1回定例会におきまして、今、額を精査しておりますが、補正したいと考えております。それと、維持管理費のほうも、奥沢ダム関連の費用がかかっておりますので、それにつきましても、精査して額を確定したいと思っています。

それで、今回、奥沢ダム水路設置工事の財源につきましても、水道局としましては起債を活用できないかと、検討しております。それで、水道施設等整理債という起債がございますが、この起債は、将来にわたって活用する見込みがない水道事業用施設及び水利権を整理することで、事業費規模の適正化及び経営の効率化を図る事業を対象とするものでありまして、この起債の対象になるかどうか、現在、北海道と協議中であります。

それで、小樽市としましては、奥沢ダムの廃止、そして水利権を返上する方針を決定しております。それで、先ほどの新谷委員の質疑の中で、整備推進課長からも説明がありましたとおり、水利権に関する河川法上の手続、手法については、今後、河川管理者である北海道と協議していくこととなりますが、私も水利権返上の方針は変わりませんので、何とかこの水道施設等整理債が活用できるよう、今後とも北海道と、これは起債担当の部局となりますけれども、そこと粘り強く協議を重ねてまいりたいと考えています。

○安齋委員

この起債額がどれぐらいになるかというのは、これからも精査していくとは思うのですけれども、今いろいろ工事を取りやめて、積み立てていった感触を受けて、どれぐらいになるのかというのは、見込みでもいいので教えてもらえますか。

○（水道）総務課長

今、この建設改良の関係ですけれども、現在、まだ精査中なのですけれども、補正予算の額は、2,000 万円ぐらいになるかと感じております。また、ダム(注)の起債なのですけれども、これはちょっと今、協議しなければいけないのですけれども、起債対象の額ということで、可能な限り借りたいと思っています。

（「まだ出ないのでしょうか」と呼ぶ者あり）

ええ、まだ協議中でございまして、我々も粘り強く、何とか借りられるようにしたいと考えてございます。

○安齋委員

私が危ぐするのは、第 3 回定例会でも質問をさせてもらいましたけれども、予定していた工事を取りやめていくということは、その業者も予定していた工事が入らないということで、いろいろと影響が出るのではないかと感じていたのですが、可能な限り起債を借りるということですので、起債がいっぱい入れば、予定していた水道工事を取りやめる額も少しは減っていくのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（水道）総務課長

起債を借りられますと、資金がよくなるというふうな状況なのですけれども、これは収入に関してでございまして、支出のほうはもう既定予算といいますか、予算内で行わなければできません。それで、現在精査中ですけれども、起債対象になったからといって、支出はできません。今回、配水管整備の工事なのですけれども、整備の工事を一部取りやめて後年度に回した分がございまして、それは、今定例会の補正予算で債務負担行為ということで、昨年度は 1 億円だったのですけれども、今年度は 1 億 5,000 万円として、5,000 万円分上積みしまして、なるべく早期発注してもらいたいということで、このたび補正予算を提出させていただきました。それで何とか業者、また市内業者の方にはそこで手当てしたいと考えております。

○安齋委員

よろしく願いいたします。

奥沢ダムの跡利用なのですけれども、私もいろいろと考えを持っていたのですが、山口委員がいろいろと御提言をしていましたので、私のほうからは、今後また、いろいろ皆様の検討経過などを見させてもらって、何か私でも勉強して御意見できればなと思っていますので、よろしく願いします。

◎資本費平準化債について

毎回、話をさせてもらっていますけれども、資本費平準化債について質問いたします。

まず、この導入に当たって、小樽市がどういう考えでこの資本費平準化債を導入しているのか、まずお聞かせください。

○（水道）総務課長

この資本費平準化債、正式には拡大分がつきますけれども、この資本費平準化債の拡大分につきましては、この制度の趣旨なのですけれども、下水道事業債の元金償還期間と下水処理施設の減価償却費の差、これは通常的には元金償還期間が減価償却期間より短いということからなのですけれども、構造的に下水道事業が資金不足に陥りやすいということでありまして、その構造的に生じる資金不足を補うため、その差額について発行が認められた企業債であり、これにより世代間の負担の公平化を図ろうというのが趣旨となっております。

また、当然、下水道事業は構造的に資金不足を生じる事業でありますので、これは平成 16 年度に制度ができましたけれども、当時、その資金不足の事業の実態の中には、その資金不足を一般会計から繰入金で措置している自治

体もありましたので、この起債の借入れで一般会計からの繰入金を減らすと、一般会計の負担軽減を図るとというのが背景にありました。

それで、国の制度自体は平成 16 年度にできたのですが、小樽市では借入れは 17 年度からこの制度を利用してあります。そして、一般会計の財政状況が悪化したことから、20 年度からこの資本費平準化債を借り入れることによりまして生じた資金余剰で、一般会計のほうに貸付けを行っておりまして、20 年度から 22 年度の 3 年間で 23 億 5,300 万円を貸し付けているという状況にあります。

○安齋委員

先ほど、山田勝磨前市長の話が出ましたけれども、黒字にしたから使えと。何をのんきなことを言っているのだと。ほかから借りておいて、こんなに私たちは硬直化した財政の中でやりくりして、奥沢ダムにしてもいろいろやめなければいけないものがあつたりとかして、ちょっと前市長には、今度お会いしたときに、まだまだ大変なのですと言いたいなと思っております。

資本費平準化債なのですが、他都市で一般会計に繰り入れる措置をしていたから使ったということなのですが、そのときにどこの都市を参考にして決められたのか、もしわかる範囲で教えてもらえればと思うのですが。

○（水道）総務課長

一般会計の貸付けでございますが、実は私ども一般会計に貸し付けるときに、国のほうに照会しておりまして、この制度の活用によって生じる資金余剰を一般会計に貸し付けることに問題がないかということ事前に照会してございます。国のほうから、それはその制度がありまして、その制度を活用することによって資金余剰を貸し付けるものですから、問題がないという回答を当時受けております。それに基づきまして私どもは貸付けを行った経緯がでございます。

○安齋委員

私もいろいろと政策の面でアドバイスしてくれている方から伺ったのですが、その方が聞いたときは、一般会計に貸し付けるというのは何事だという回答をいただいたということで、ここで私もインターネットで調べたときには、一般会計からも入れてもいいというような文言も見つけたので、本当は違うやり方で、私としてはあまりよろしくないと思っております。ただ、そういう回答をいただいたということだったので、また改めて総務省のほうに確認をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（水道）総務課長

改めてというお話がございましたけれども、私どもは貸し付けるときに一回そういう話を受けており、それで今活用しているものですから、ちょっとまたというのは申しわけございません。

○安齋委員

先ほど、他都市でも資金不足があつて一般会計に貸し付けている事例があつたから、そういう措置をしたというお話をされていましたが、それは私の聞き違いでしたでしょうか。

○（水道）総務課長

活用をしてでなくて、この制度を利用することによって、下水道事業会計が資金不足に陥らなくなるということで、当時、資金不足を生じるおそれのある自治体がありました。そういう自治体は、その収支不足を出さないために、一般会計から繰出金で措置していたという状況があつたということです。借入金を一般会計に貸し付けているわけではなくて、間接的に一般会計が楽になったというお話でございます。

○安齋委員

わかりました。

私も今いろいろと勉強している中で、やはり資本費平準化債は工事に係る費用を先延ばしにして、少しでも負担

を軽減させるというものなので、本当は本来の目的で使っていただいて、少しでも利用者負担を減らしていただきたいというのが私の考えであります。来年度、新年度予算になってしまうのですが、今のところ病院事業会計のほうが少しよくなってきているのではないかという感じがして、一般会計がさらに病院事業会計の負担をしなくてもいいような状況にあるとは思っています。それであれば、下水道事業会計から今まで5億円、8億円など入れていた部分が減るのではないかと思っているのですが、もし一般会計から、ちょっと金を貸してくれと言われなければ、資本費平準化債を導入しないというお考えなのかどうか、お聞かせください。

○（水道）総務課長

平成 24 年度の貸付額といいますのは、今、一般会計のほうも予算のヒアリングをやっている最中で、積み上げてみないと状況がわからないと思います。私どもは、一般会計からこの金額を貸し付けてほしいということでありまして、それで結局そういうことが来まして、それで私どもも協力していたという経過がございます。

それで、資本費平準化債も、下水道事業会計の資金の状況も見ながら考えていかなければいけないということです。たまたま我々が借りている額のそのまま同額を一般会計に貸し付けておりますけれども、下水道事業会計も、今、料金収入が年々減ってきてございますので、そういう状況も含めながら、水道局も今後も借りなくていいのか、それともやはり借りなくてはいけないのかという、そこら辺を長期的に判断していかなければいけないと考えています。

○安齋委員

勉強不足で大変申しわけないのですが、資本費平準化債というのは、今後あと何年度まで借りられるのかとか、上限が決まっているのかを教えてくださいませんか。

○（水道）総務課長

これは時限立法ではございません。ただ、いつか法律改正がありまして、この制度がなくなる可能性もありますけれども、現時点ではそういう情報はございませんので、その法律改正になるまでは、この制度は存続すると思っております。また、借入限度額というのは、先ほど申しましたように、元金償還金と減価償却費の差額分しか借りられませんので、毎年度、施設の更新もしていますので、その減価償却費も変わりますし、元金の償還金も変わってまいりますので、その時々でないと限度額が確定できないという状況にあります。

○安齋委員

今回、新谷委員が水道料金について、20 立方メートル以下の人たちに支援をするのはどうかとか、いろいろと議論がありましたけれども、やはり本来ある制度を使って市民の負担を減らしていただきたいというのが私の考えでありますから、今後もし一般会計から金をよこせと言われなければ、少し下水道事業会計としては資本費平準化債を導入したとしても、本来の使い方に回せるのではないかと考えています。

最後、水道局長に御答弁いただきたいのですが、今後もし一般会計からそういった要望がないと仮定しまして、資本費平準化債を導入して、少しでも利用者負担なり市民サービスを向上させるようなお考えがあるのか、お聞かせください。

○水道局長

水道局は一つの企業でございますので、その時々々の歳入と歳出を見ながら、必要以上の借入れを起しますと、それは後年次に負担をかけていくということになります。したがって、今の収入の状況、それと今の設備投資に必要な所要の財源、これを見て必要な措置を講じていくと。借りないでバランスがとれれば、それはそれで一番いいことでございますので、そういう企業経営をするのが一番よろしいのかなと。この平準化債も、今の下水道事業会計を見ますと、下水道として今すぐこの借入れをしなければやりくりがつかないという状況にない。それで、借りなくてもいい起債を借りない。これがやはり後年次に向けて料金を上げないという方向性をとった市民サービスのほうが、市民は喜ぶのではないかと。あまり短期的に借入れをがばがばして、見た目の収支を大きく見せて、料金を

下げたら、後年次にとんでもないことになるのではないかという考え方を持っております。いずれにしても、バランスです。バランスを持った経営をしていって、そのときの財源として何が一番有効であるのかということを考えて経営をしていかなければならないというふうに思っております。

○安齋委員

後年次に向けて料金を上げないということでお話をいただきましたので、これは人口推計とか、いろいろな状況で変わってくると思いますけれども、あと何年ぐらい、その料金を今のまま担保できるのかという推計をされているのか、最後、それだけお聞かせください。

○水道局長

今、市民の皆様方に公表しているのは上下水道ビジョンでございまして、そこの第 4 章には平成 25 年度までの推移を記述しております。そこまではまず表明しておりますので、そこまでは料金の改定というものはないとはいっきり申し上げます。

○安齋委員

では、それ以降についてはどうなるのか、ちょっと伺いたいのですけれども。

○水道局長

我々が推計しているそれ以降の数字というものはある程度ありますけれども、それを今公表するまで精度がいいかという、決してそういう状況でもないものですから、今このような公の場で申し上げる状況ではないということで御理解をいただきたいと思っております。

○安齋委員

仕方ないですね。ありがとうございます。

私たち若い世代は、小樽に住みたいのだけれども家賃が高いし、水道料金も高いし、他都市と比べて、何か長野とかから来た人からすると、相当高いらしいのですよね。だから、やはり今までいろいろ施設整備とかにかかってしまって返していかなければいけないというところもありますし、でも職員の方もいろいろ御努力されて人件費を削るなりしていますから、少しでも本当は料金を下げてもらいたいのですけれども、今のまま負担を増やさない状況が続けていっていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

◎街路防犯灯について

最後に、市民の方から街路防犯灯について御要望をいただきました。

まず、1 点目ですが、ある町会では住民の方が多くて、町内会費が多いので、市からの街路防犯灯の補助金が 1 万円何がしでも、いろいろと整備できたり取り替えたりできるのだけれども、私の住む石山町や、ほかの町会でほとんど住民が減っているところでは、町会費が減ってきて、なかなか市の補助金だけでは取り替えたりというのは多くできないという状況にあるというお話をいただきました。

それで、できないとは思いますが、補助額を少し多くしてもらいたいという御意見をいただきましたので、まず、この御見解をお聞かせください。

○（建設）庶務課長

まず、今の委員の御指摘の部分というのは、私どもも大変よく理解できることでございます。ただ一方で、この町会のその財政負担の差異というものを、例えば街路灯の助成規則の中で調整が可能かといえば、それはなかなか難しいというのが現実だと思います。また、今のこの助成規則の助成の内容も、平成 15 年の予算編成時に、財政健全化対策として、市の補助金、助成金の一律の見直しという中で、今の状態というふうになってございます。現在も市長が申しておりますように、まだ財政健全化の途上という話もありますので、こういったことが一定程度整理されるまでは、なかなか助成の見直しというのは難しいのではないかとはいふには考えております。

○安齋委員

前市長は金があるから使えと言っていたけれども、全く話が合わない。もう一回前市長にやってもらったほうがいいのかと思ってしまいますけれども。

次に、LEDの補助金についてなのですけれども、これは住民の方のただの憶測なのですが、なぜそう思ったのかわからないのですけれども、打ち切られるという不安があるという声をいただきましたので、まず、このLEDの補助金について、今後の市の考え方についてお聞かせください。

○（建設）庶務課長

まず、この街路防犯灯の設置規則自体が、市民の安全・安心という部分からいうと、なくせない制度だというふうに思っています。また、今、LEDというお話でございましたけれども、今の時代の流れというのでしょうか、環境対応型といいますか、省エネ型といいますか、そういう電機メーカーも、そういった方向にシフトしてきているという状況はございます。ですから、その中でももう水銀灯であるとか白熱灯を製造中止にしていくような流れもございますので、恐らくこういった省エネ対応型というものをこの助成対象から外すということは、時代の流れからいってもちょっとないだろうというふうに考えていますので、当面継続ということで御理解いただければ結構だと思います。

○安齋委員

続いて、町会が設置している電柱についてなのですけれども、町会で設置しているものは40年から50年たって、腐っていたりして、たまに強い風が吹くと倒れるというような事例もあるようです。この電柱についても、小樽市が補助金を出しているということなのですけれども、先ほども質問させていただきましたけれども、やはり町会のほうでお金が少ないと、1本五、六万円するところを市の補助金が1万8,000円ぐらいでは、なかなか設置しにくいのかなと思います。倒れてしまつて電気がつかないところで、夜暗くなれば人も少ないし電気もないから、安全面ではかなり不安があるという御指摘をいただきましたので、まず小樽市内に町会がいろいろありますけれども、その中で町会が設置した電柱が幾つあつて、倒れそうなものがどれぐらいあるのかを把握しておられるのであれば、教えていただきたいと思います。

○（建設）庶務課長

残念ながら、市内の町会あるいは商店街も含めて管理している灯具というのが1万数千灯ございます。そういったものを逐一私どものほうで把握するというのは、現状としては困難だというふうに考えております。

ただ、例年の状況を見ますと、私どもの助成規則を使ってポールを更新されるという団体が毎年10本ほどありますので、そういったものが続いていっている状況があるということだけは理解してございます。

○安齋委員

なかなか町会で設置している分を全部把握するのは難しいと私も思いますけれども、市民の方からすると、あまり町会ばかりに頼らないで、市のほうも何とかパトロールして見てもらえればという御要望をいただきました。

あと最後にそういったポールを立てて電気をつけるのは、なかなか予算がかかって町会では難しいので、そういった形ではなくても、何か明かりを保てる方法について、もし市のほうでお考えがあつたり、事例があつたり、例えば違う補助対象のものなどがあれば、お話しいただければありがたいと思います。

○（建設）庶務課長

昔は、今の北電ですとかN T Tが木柱からコンクリート柱にかえるときに、余った木柱を町会等にいただくことができたというお話があつて、そういったものでつけていた時代もあつたのではないかなと思います。そういったものが時代とともに古くなっていく形が今だと思います。現状から申し上げますと、今一番多いのは、やはりそういう北電柱ですとかN T T柱に共架してつけているというケースが一番多いのだろうと思っておりますし、私ども御相談いただいたときには、そのポールのそばにそういった北電柱ですとかN T T柱があれば、そういったものを

北電なり N T T に申請して使わせていただくのが一番いいのではないのでしょうかというお話をしています。

また、あとは特殊なケースかもしれませんが、個人の住宅の壁につけさせていただいたというようなケースも聞いてございます。

それから、最近の例としては、これは金属製の支柱でございますけれども、根元のほうが腐ってきたというお話がございまして、取り替えれば、今の話のとおり非常に高額だという中で、根元に鉄板を巻いて、それを溶接することによって強度を保てるというお話がありましたので、そういった施工をしてもらって、その修繕費の部分について市の助成を充てたと。それによって経費を安くできたということもございまして、そういった方法も考えられると思っていますので、そういった場合にはまた私どものほうに御相談いただければというふうに思っております。

○安齋委員

ありがとうございます。

不景気で暗いし、小樽も全然景気がよくならないし、小樽市もいろいろな問題を抱えてどんどん暗くなっていますので、電気だけでも、ともしていただきたいと思います。

これで質問を終わらせてもらいます。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 53 分

再開 午後 4 時 15 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、直ちに採決いたします。

議案第 9 号及び所管事務の調査について一括採決いたします。

議案は可決と、所管事務の調査は継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。